

境港市小規模事業者融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の小規模事業者の経営に必要な運転資金及び設備の設置に必要な資金の融資を促進することを目的とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件等)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

融資対象者	従業員の数が 20 人（商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあっては 10 人）以下の事業者（ただし、この制度に係る保証と既保証との保証合計残高が 8,000 万円以下の者に限る。）																													
資金の使途	運転資金、設備資金及び借換資金（本資金の運転資金又は設備資金の借入れに併せて本資金を借り換える場合に限る。）																													
融資限度額	3,000 万円																													
融資期間	運転資金 7 年以内（据置 1 年以内を含む。） 設備資金 10 年以内（据置 1 年以内を含む。）																													
融資利率	通常利率：年 1.76 パーセント（変動金利） 特別利率：年 1.50 パーセント（変動金利） ※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。 ア 最近 3 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ 5 パーセント以上減少している場合 イ 直近決算期において、輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の 20 パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合 （ア）最近 1 か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ 5 パーセント以上の損失を受けている場合 （イ）最近 3 か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ 5 パーセント以上減少している場合 （ウ）最近 1 か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ 5 パーセント以上減少し、かつ、その後の 2 か月間を含む 3 か月間の受注数量等が前年同期に比べ 5 パーセント以上の減少が見込まれる場合																													
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																													
信用保証料率	下表のとおりとする。 （単位：％） <table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.48</td><td>0.43</td><td>0.38</td><td>0.33</td><td>0.27</td><td>0.22</td><td>0.18</td><td>0.13</td><td>0.11</td></tr></table>										料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																					
保証料率	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11																					

	※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は０.１５％とする。
担保	無担保
保証人	保証協会の定めるところによる。
償還方法	割賦均等償還

（融資の申込み）

第４条 この資金の融資を受けようとする者は、小規模事業者融資申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

なお、特別利率の適用を受けようとする者は、市長が別に定める特別利率適用確認書（以下「確認書という。」）を申込書に添付するものとする。

２ 申込書及び確認書（以下「申込書等」という。）の提出を受けた商工団体は、申込書等の内容を精査するとともに、特別利率適用要件の適否を確認した後、申込書等を保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第５条 保証協会は、申込書等を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

２ 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）

第６条 この資金を運用するため、市は預託により、金融機関に対して次のとおり資金措置を行うこととする。

- （１）預 託 額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- （２）預託利率 市長が別に定める。
- （３）預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資の実行報告）

第７条 金融機関は、融資を行ったときは、基本要綱第８条により、市長及び鳥取県知事に報告するものとする。

（所掌）

第８条 この要綱等に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年７月１日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 18 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成22年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 1 月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年 3 月25日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

2 改正前の要綱第 3 条の表中融資利率の項アからクまでの規定は、前項の規定に関わらず、平成23 年 3 月31日までに申込みのあった貸付けに限り、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行し、令和元年 8 月 1 日以降の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行し、改正後の境港市小規模事業者融資制度要綱の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、改正後の境港市小規模事業者融資制度要綱の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。